

情報システムの標準化対応について

1 概要

本市の情報システムの標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）」に基づき、住民基本台帳をはじめとした対象 20 業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行に向けた作業を行っている。

このうち、令和 7 年度中の稼働を目指し標準化対応作業を行ってきた「国民健康保険システム」の標準準拠システムへの移行が完了した。

また、「戸籍総合情報システム」について、標準準拠システムへの移行スケジュールが確定した。

2 標準準拠システムへの移行スケジュール

（1）国民健康保険システム

- ・データ移行・切替 令和 7 年 12 月 26 日（金）業務終了後～令和 8 年 1 月 1 日（木）
- ・新システム稼働 令和 8 年 1 月 5 日（月）

（2）戸籍総合情報システム

- ・システム切替 令和 8 年 1 月 23 日（金）業務終了後～令和 8 年 1 月 25 日（日）
- ・新システム稼働 令和 8 年 1 月 26 日（月）

3 上記以外のシステム

上記以外の標準化対象業務に係る情報システム（住民記録システム、税務情報システム等）については、令和 8 年度中の標準準拠システムへの移行を予定している。

（参考）令和 8 年度に移行予定の標準化対応該当システム

- ・住民記録システム
- ・税務情報システム
- ・介護保険・後期高齢者医療システム
- ・就学支援システム
- ・総合福祉システム
- ・生活保護レセプト管理システム
- ・選挙人名簿管理システム